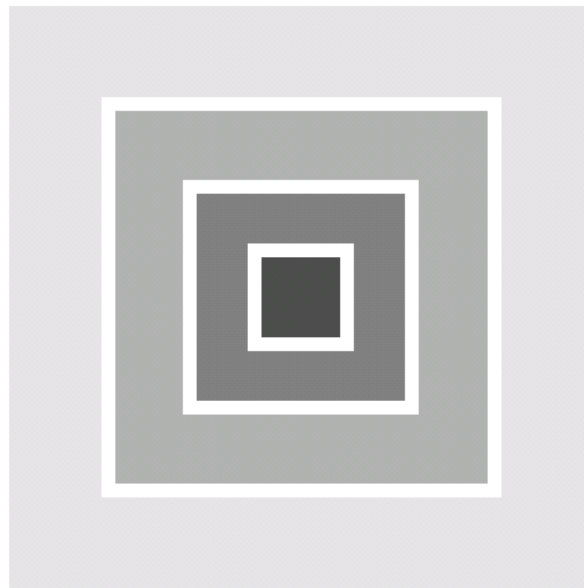


資料編



- 1 横浜市福祉のまちづくり条例
 - 2 横浜市福祉のまちづくり条例施行規則
- ・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律について
 - ・ 横浜市高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例について

1 横浜市福祉のまちづくり条例（平成9年3月25日公布 横浜市条例第19号）

目 次

第1章 総則（第1条－第6条）
第2章 横浜市福祉のまちづくり推進会議（第7条－第11条）
第3章 基本的施策（第12条－第17条）
第4章 施設の整備
第1節 整備基準（第18条－第21条）
第2節 指定施設の整備（第22条－第31条）
第3節 車両等及び住宅の整備（第32条・第33条）
第5章 雑則（第34条）
附 則

第1章 総 則

（目的）

第1条 この条例は、すべての人が基本的人権を尊重され、安心して生活し、自らの意思で自由に行動し、及びあらゆる分野の活動に参加することができる福祉のまちづくりについて、横浜市（以下「市」という。）、事業者及び市民の責務を明らかにするとともに、福祉のまちづくりに関する施策の基本的事項を定めることにより、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進し、もって人間性豊かな福祉都市の実現に資することを目的とする。

（定義）

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 福祉のまちづくり すべての人が社会連帯の理念に基づき相互に交流し、支え合うとともに、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に施設を利用することができる環境を整備することをいう。
- (2) 障害者、高齢者等 障害者基本法（昭和45年法律第84号）第2条に規定する障害者、高齢者で日常生活又は社会生活に身体等の機能上の制限を受けるものその他これらの者に準ずる日常生活又は社会生活に制限を受ける者をいう。
- (3) 一般都市施設 病院、診療所、学校、飲食店、ホテル、劇場、物品販売業を営む店舗、鉄道の駅、共同住宅、道路、公園その他の不特定かつ多数の者の利用に供する部分を有する施設で規則で定めるものをいう。
- (4) 指定施設 一般都市施設のうち、規則で定める種類及び規模のものをいう。

（市の責務）

第3条 市は、この条例の目的を達成するため、福祉のまちづくりに関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施する責務を有する。

2 市は、事業者及び市民の福祉のまちづくりに関する活動に対し、その自発性を尊重するとともに、必要に応じて支援する措置を講ずるものとする。

3 市は、自ら設置し、又は管理する施設を障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できる

ようにするための措置を講ずるよう努めるものとする。

(事業者の責務)

第4条 事業者は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら積極的に福祉のまちづくりを推進するよう努めなければならない。

2 事業者は、他の事業者と協力して、福祉のまちづくりを推進するよう努めなければならない。

3 事業者は、市がこの条例に基づき実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

4 事業者は、自ら所有し、又は管理する施設を障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置を講ずるよう努めなければならない。

(市民の責務)

第5条 市民は、福祉のまちづくりについて理解を深め、自ら積極的に福祉のまちづくりを推進するよう努めなければならない。

2 市民は、相互に協力して、福祉のまちづくりを推進するよう努めなければならない。

3 市民は、市がこの条例に基づき実施する福祉のまちづくりに関する施策に協力しなければならない。

(市、事業者及び市民の協力及び連携)

第6条 市、事業者及び市民は、相互に協力し、及び連携し、一体となって福祉のまちづくりを推進しなければならない。

第2章 横浜市福祉のまちづくり推進会議

(設置)

第7条 市長の諮問に応じ、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項を調査審議するため、市長の附属機関として、横浜市福祉のまちづくり推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議は、福祉のまちづくりの推進に関する基本的事項について、市長に意見を述べることができる。

(組織)

第8条 推進会議は、委員30人以内をもって組織する。

2 委員は、次の各号に掲げる者のうちから、市長が任命する。

(1) 学識経験のある者

(2) 事業者

(3) 関係団体を代表する者

(4) 関係行政機関の職員

(5) 横浜市職員

(6) 前各号に掲げる者のほか、市長が必要と認める者

(委員の任期)

第9条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(会長及び副会長)

第10条 推進会議に、会長及び副会長1人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によって定める。

3 会長は、推進会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(委任)

第11条 この条例に定めるもののほか、推進会議の運営に関し必要な事項は、会長が推進会議に諮って定める。

第3章 基本的施策

(指針の策定)

第12条 市長は、福祉のまちづくりに関する施策を総合的かつ計画的に推進するための基本となる指針（以下「推進指針」という。）を策定するものとする。

2 推進指針に定める事項は、次のとおりとする。

(1) 福祉のまちづくりに関する目標

(2) 福祉のまちづくりに関する施策の方向

(3) 市、事業者及び市民が一体となって福祉のまちづくりを推進するための具体的方針

(4) 前3号に掲げるもののほか、福祉のまちづくりに関する施策の総合的かつ計画的な推進を図るための重要事項

3 市長は、推進指針を定め、又はこれを変更しようとするときは、あらかじめ、推進会議に諮るものとする。

(情報の提供、教育の充実等)

第13条 市は、福祉のまちづくりに関して事業者及び市民が理解を深めるとともに、これらの者の自発的な活動を促進するため、福祉のまちづくりに関する情報の収集及び提供、教育の充実並びに学習の支援に努めるものとする。

(調査研究)

第14条 市は、福祉のまちづくりに関する施策を効果的に推進するため、必要な調査及び研究を実施するものとする。

(財政上の措置)

第15条 市は、福祉のまちづくりを推進するため、必要な財政上の措置を講ずるよう努めるものとする。

(表彰)

第16条 市長は、福祉のまちづくりの推進に関して著しい功績のあった者に対して表彰を行うことができる。

(福祉のまちづくり重点推進地区)

第17条 市長は、福祉のまちづくりを推進することが特に必要と認められる地区を福祉のまちづくり重点推進地区として指定することができる。

2 前項の指定は、その区域を告示することにより行うものとする。

3 市長は、福祉のまちづくり重点推進地区を指定するときは、あらかじめ、推進会議に諮るものとする。

第4章 施設の整備

第1節 整備基準

(整備基準)

第18条 市長は、一般都市施設を障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための基準（以下「整備基準」という。）を定めるものとする。

2 指定施設以外の一般都市施設に関する整備基準（以下「一般都市施設整備基準」という。）は、通路及び出入口の構造に関する事項その他障害者、高齢者等の安全かつ円滑な利用に必要となる事項について、当該一般都市施設の種類及び規模に応じて規則で定めるものとする。

3 指定施設に関する整備基準（以下「指定施設整備基準」という。）は、次に掲げる事項について、当該指定施設の種類及び規模に応じて規則で定めるものとする。

(1) 通路の構造に関する事項

(2) 出入口の構造に関する事項

(3) 廊下及び階段の構造並びにエレベーターの設置及び構造に関する事項

(4) 便所及び駐車場の構造に関する事項

(5) 歩道及び公園の園路の構造に関する事項

(6) 案内標示及び警報設備に関する事項

(7) 前各号に掲げるもののほか、障害者、高齢者等の安全かつ円滑な利用に必要となる事項

(整備基準の遵守)

第19条 一般都市施設の新設又は改修（建築物にあっては、増築、改築、大規模の修繕若しくは模様替え又は用途変更をいう。）をしようとする者は、指定施設以外の一般都市施設にあっては一般都市施設整備基準を、指定施設にあっては指定施設整備基準を遵守しなければならない。ただし、これらの整備基準を遵守する場合と同等以上に障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用することができる場合又は一般都市施設の規模、構造、地形の状況等により、これらの整備基準を遵守することが困難であると市長が認める場合にあっては、この限りでない。

(既存施設の整備)

第20条 この章の規定の施行の際、現に存する一般都市施設（以下「既存施設」という。）を所有し、又は管理する者は、当該既存施設について、指定施設以外の一般都市施設にあっては一般都市施設整備基準に、指定施設にあっては指定施設整備基準に適合させるための措置を講ずるよう努めなければならない。

(適合証の交付)

第21条 一般都市施設を所有し、又は管理する者は、当該一般都市施設を指定施設以外の一般都市施設にあっては一般都市施設整備基準に、指定施設にあっては指定施設整備基準に適合させたときは、規則で定めるところにより、市長に対し、当該一般都市施設が整備基準に適合していることを証する証票の交付を請求することができる。

2 市長は、前項の規定による請求があった場合において、当該一般都市施設が指定施設以外の一般都市施設にあっては一般都市施設整備基準に、指定施設にあっては指定施設整備基準に適合していると認めるときは、規則で定めるところにより、当該請求者に対し、前項に規定する証票を交付するものとする。

第2節 指定施設の整備

(事前協議)

第22条 指定施設の新設又は改修（建築物にあっては、増築、改築、大規模の修繕若しくは模様替え又は用途変更（用途を変更して指定施設にする場合に限る。）をいう。第29条において同じ。）をしようとする者（以下「指定施設整備者」という。）は、第18条第3項各号に掲げる事項について、規則で定めるところにより、あらかじめ、市長と協議しなければならない。協議した内容を変更しようとするときも、同様とする。

2 市長は、前項の規定による協議に係る指定施設について、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置の適確な実施を確保するため必要があると認めるときは、当該協議をした者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(工事完了の届出)

第23条 前条第1項の規定による協議をした者は、当該協議に係る工事を完了したときは、規則で定めるところにより、速やかに、その旨を市長に届け出なければならない。

(完了検査)

第24条 市長は、前条の規定による届出があったときは、当該届出に係る指定施設が指定施設整備基準に適合しているかどうかの検査を行うものとする。

2 市長は、前項の規定による検査を行った場合において、当該指定施設について、第22条第1項の規定により行われた協議の内容と異なり、かつ、指定施設整備基準に適合していないと認めるときは、前条の規定による届出をした者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(維持保全)

第25条 前条第1項の規定による検査の結果、指定施設整備基準に適合すると認められた指定施設（以下「適合指定施設」という。）を所有し、又は管理する者は、指定施設整備基準に適合させた部分の維持保全に努めなければならない。

2 市長は、必要があると認めるときは、適合指定施設を所有し、又は管理する者に対し、指定施設整備基準に適合させた部分の維持保全の状況について、必要な報告を求めることができる。

(表示板の掲示)

第26条 適合指定施設のうち規則で定めるものを所有し、又は管理する者は、障害者、高齢者等の当該適合指定施設の利用を促進するため、規則で定める表示板を、当該適合指定施設の見やすい箇所に掲示しなければならない。

(既存指定施設に関する調査及び報告)

第27条 市長は、必要があると認めるときは、既存施設のうち指定施設であるものを所有し、又は管理する者に対し、当該既存施設のうち指定施設であるものが指定施設整備基準に適合しているかどうかを調査させ、その結果の報告を求めることができる。

(指導及び助言)

第28条 市長は、第25条第2項又は前条の規定による報告があった場合において、当該報告に係る指定施設について、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるようにするための措置の適確な実施を確保するために必要があると認めるときは、当該報告をした者に対し、必要な指導及び助言をすることができる。

(勧告)

第29条 市長は、第22条第1項の規定による協議を行わずに指定施設の新設又は改修に着手した者に対して、期限を定めて、当該協議を行うよう勧告することができる。

2 市長は、指定施設整備者の指定施設の新設又は改修に伴って講ずる措置が、指定施設整備基準に照らして著しく不十分であると認めるときは、規則で定めるところにより、当該指定施設整備者に対し、指定施設整備基準を勘案して、必要な措置を講ずるよう勧告することができる。

(公表)

第30条 市長は、前条の規定による勧告を受けた者が、正当な理由なく当該勧告に従わないときは、その旨を公表することができる。

2 市長は、前項の規定による公表をしようとするときは、あらかじめ、推進会議に諮るものとする。

3 市長は、第1項の規定による公表をしようとする場合において、前条の規定による勧告を受けた者に対して、あらかじめ、その旨を通知し、意見の聴取を行うものとする。ただし、その者が正当な理由なく意見の聴取に応じないとき、又はその者の所在が不明で通知できないときは、この限りでない。

4 第1項の規定による公表については、横浜市行政手続条例（平成7年3月横浜市条例第15号）第36条第2項の規定は、適用しない。

(立入調査)

第31条 市長は、第22条第2項、第24条、第25条第2項、第26条から前条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、指定施設整備者又は指定施設を所有し、若しくは管理する者の同意を得て、当該指定施設に立ち入らせ、指定施設整備基準への適合状況について調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

第3節 車両等及び住宅の整備

(車両等の整備)

第32条 公共交通機関の車両等（一般旅客の用に供する鉄道の車両、自動車その他これらに類するものをいう。以下同じ。）を所有し、又は管理する者は、当該車両等について、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるよう整備に努めなければならない。

(住宅の整備)

第33条 住宅を供給する事業者は、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用できるよう配慮された住宅の供給に努めなければならない。

第5章 雑 則

(委任)

第34条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行について必要な事項は、規則で定める。

附 則

この条例は、平成9年4月1日から施行する。ただし、第4章の規定は、公布の日から起算して1年を超えない範囲内において、規則で定める日から施行する。

2 横浜市福祉のまちづくり条例施行規則 (平成10年1月23日公布 横浜市規則第1号)

(趣旨)

第1条 この規則は、横浜市福祉のまちづくり条例(平成9年3月横浜市条例第19号。以下「条例」という。)の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、条例の例による。

(一般都市施設及び指定施設)

第3条 条例第2条第3号の一般都市施設は、別表第1一般都市施設の欄に掲げる施設とする。
2 条例第2条第4号の指定施設は、別表第1一般都市施設の欄に掲げる施設のうち、当該指定施設の欄に定める施設とする。

(整備基準)

第4条 条例第18条第2項に規定する一般都市施設整備基準は、別表第2から別表第4までに定めるとおりとし、指定施設以外のすべての一般都市施設について適用する。

2 条例第18条第3項に規定する指定施設整備基準は別表第5から別表第8までに定めるとおりとし、これらの適用については別表第9に定めるとおりとする。

3 市長は、特に必要があると認めるときは、条例第22条第1項に規定する指定施設整備者に対し、別表第5から別表第8までの規定にかかわらず、当該指定施設について、障害者、高齢者等が安全かつ円滑に利用するために必要と認める基準に適合させるよう指導又は助言することができる。

(適合証の交付)

第5条 条例第21条第1項に規定する証票(以下「適合証」という。)の交付の請求は、適合証交付請求書(第1号様式)により行わなければならない。

2 適合証交付請求書には、別表第10に掲げる図書並びに整備基準への適合状況が分かる図書及び写真を添付しなければならない。

3 適合証は、横浜市福祉のまちづくり条例整備基準適合証(第2号様式)とする。

4 市長は、適合証の交付の請求があった場合において、不交付の決定をしたときは、適合証不交付決定通知書(第3号様式)によりその旨を当該請求者に通知するものとする。

5 市長は、次のいずれかに該当するときは、適合証の交付を受けた者から適合証を返還させることができる。

- (1) 虚偽の請求その他不正の事実が判明したとき。
- (2) 交付の対象となった施設が改修等により整備基準に適合しなくなったとき。
- (3) その他適合証を返還させることが適当であると市長が認めるとき。

(事前協議)

第6条 条例第22条第1項の規定により協議をしようとする者は、指定施設新設等(変更)事前協議書(第4号様式)を市長に提出しなければならない。

2 指定施設新設等(変更)事前協議書には、別表第10に掲げる図書及び指定施設整備基準への適合状況が分かる図書を添付しなければならない。

3 条例第22条第1項の規定による協議は、次の各号に掲げる指定施設について、当該各号に定める期限までに行わなければならない。

- (1) 建築基準法(昭和25年法律第201号)第6条第1項及び第6条の2第1項(同法第88条第1項及び第2項において準用する場合を含む。)の規定に基づく確認の申請(以下「確認申請」という。)を要する指定施設のうちその用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上のもの 確認申請をしようとする日の40日前
- (2) 確認申請を要する指定施設のうちその用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル未満のもの 確認申請をしようとする日の30日前
- (3) その他の指定施設 工事に着手しようとする日の30日前

4 市長は、条例第22条第1項の規定による協議が終了したときは、指定施設新設等(変更)事前協議終了通知書(第5号様式)を当該協議をした者に交付するものとする。

(工事完了の届出)

第7条 条例第23条の規定による届出は、工事完了届出書(第6号様式)により行わなければならない。

2 工事完了届出書には、別表第10に掲げる図書並びに指定施設整備基準への適合状況が分かる

図書及び写真を添付しなければならない。

(表示板)

第8条 条例第26条に規定する規則で定める適合指定施設は、指定施設整備基準に適合すると認められた別表第1 1建築物の部に掲げる指定施設のうち、別表第5の規定にかかわらず、別表第11に定めるすべての基準に適合した施設とする。

2 条例第26条の表示板(以下「表示板」という。)の様式は、第7号様式とする。

3 市長は、次のいずれかに該当するときは、表示板の交付を受けた者から表示板を返還させることができる。

(1) 交付の対象となった適合指定施設が改修等により別表第11に定める基準に適合しなくなったとき。

(2) その他表示板を返還させることが適当であると市長が認めるとき。

(勧告)

第9条 条例第29条第1項の規定による勧告は、勧告書(第8号様式)により行うものとする。

2 条例第29条第2項の規定による勧告は、勧告書(第9号様式)により行うものとする。

(公表)

第10条 条例第30条第1項の規定による公表は、横浜市報への登載その他広く市民に周知する方法により行うものとする。

2 条例第30条第1項の規定により公表する事項は、次のとおりとする。

(1) 勧告を受けた者の氏名(法人にあっては、名称及び代表者の氏名)

(2) 勧告を受けた者の住所(法人にあっては、主たる事務所の所在地)

(3) 勧告の内容

(4) その他市長が必要と認める事項

(意見の聴取)

第11条 条例第30条第3項の規定による意見の聴取は、口頭で意見を述べることを市長が認めたときを除き、意見を記載した書面(以下「意見書」という。)を提出させて行うものとする。

2 条例第30条第3項の規定により意見を述べようとする者は、意見書を提出する際(口頭で意見を述べることを認められた場合にあつては、その際に)、証拠書類等を提出することができる。

3 条例第30条第3項の規定による通知は、意見聴取通知書(第10号様式。口頭で意見を述べることを認められた場合にあつては、第11号様式)により行うものとする。

(身分証明書)

第12条 条例第31条第2項に規定する身分を示す証明書は、身分証明書(第12号様式)とする。

(委任)

第13条 この規則の施行について必要な事項は、健康福祉局長が定める。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成10年3月20日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の日から市長が別に定める日までの間における別表第1の5の項及び6の項に掲げる指定施設に係る別表第5の10の項に規定する整備基準の適用については、別表第9の5の項及び6の項用途に供する部分の床面積の合計の欄中「300平方メートルを超え」とあるのは、「500平方メートルを超え」とする。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成17年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の横浜市福祉のまちづくり条例施行規則第6条第3項第1号及び第2号の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に開始する横浜市福祉のまちづくり条例(平成9年3月横浜市条例第19号)第22条第1項の規定による協議(以下「協議」という。)について適用し、施行日前に開始した協議については、なお従前の例による。

3 この規則の施行の際現に建築、修繕又は模様替の工事中の建築物については、この規則による改正後の横浜市福祉のまちづくり条例施行規則別表第5、別表第9及び別表第11の規定は適用しない。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則の施行の際現に決裁処理の過程にある事案の処理については、なお従前の例による。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 18 年 10 月 1 日から施行する。

(横浜市福祉のまちづくり条例施行規則の一部改正に伴う経過措置)

2 第 2 条の規定による改正後の横浜市福祉のまちづくり条例施行規則別表第 1 の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に横浜市福祉のまちづくり条例(平成 9 年 3 月横浜市条例第 19 号)第 22 条第 1 項の規定による協議(以下「協議」という。)を開始した建築物について適用し、施行日前に協議を開始した建築物については、なお従前の例による。

3 この規則第 2 条の規定による改正前の横浜市福祉のまちづくり条例施行規則別表第 1 の規定は、障害者自立支援法(平成 17 年法律第 123 号。以下「法」という。)附則第 41 条第 1 項に規定する身体障害者更生援護施設、法附則第 48 条に規定する精神障害者社会復帰施設及び法附則第 58 条第 1 項に規定する知的障害者援護施設(以下「旧法施設」という。)については、当該旧法施設が法附則第 41 条第 1 項、第 48 条又は第 58 条第 1 項の規定に基づきなお従前の例により運営している間は、なおその効力を有する。

附 則

(施行期日)

1 この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

(経過措置)

2 この規則による改正後の横浜市福祉のまちづくり条例施行規則(以下「新規則」という。)別表第 4 の規定は、この規則の施行の日(以下「施行日」という。)以後に新設又は改修の工事に着手した一般都市施設(横浜市福祉のまちづくり条例(平成 9 年 3 月横浜市条例第 19 号。以下「条例」という。)第 2 条第 3 号に規定する一般都市施設をいう。以下同じ。)である公園(指定施設(同条第 4 号に規定する指定施設をいう。以下同じ。)である公園を除く。以下同じ。)について適用し、施行日前に新設又は改修の工事に着手した一般都市施設である公園については、なお従前の例による。

3 新規則別表第 5 から別表第 9 まで及び別表第 11 の規定は、施行日以後に条例第 22 条第 1 項の規定による協議(以下「協議」という。)を開始した指定施設について適用し、施行日前に協議を開始した指定施設については、なお従前の例による。

別表第1（第3条）

1 建築物

区 分	一 般 都 市 施 設	指 定 施 設
1 官公庁施設	官公庁施設	すべての施設
2 福祉施設（その1）	(1)障害者支援施設 (2)福祉ホーム (3)身体障害者社会参加支援施設 (4)老人福祉施設 (5)介護老人支援施設 (6)その他これらに類する施設	すべての施設
3 福祉施設（その2）	(1)児童福祉施設 (2)保護施設 (3)その他これらに類する施設	すべての施設
4 病院	病院	すべての施設
5 診療所（患者の収容施設があるものに限る。）	診療所（患者の収容施設があるものに限る。）	すべての施設
6 診療所（患者の収容施設がないものに限る。）	診療所（患者の収容施設がないものに限る。）	すべての施設
7 助産所	助産所	すべての施設
8 その他の医療施設	(1)施術所 (2)薬局	すべての施設
9 教育施設	(1)学校（学校教育法（昭和22年法律第26号）に基づくもの） (2)その他これに類する施設	すべての施設
10 文化施設	(1)図書館 (2)博物館 (3)その他これらに類する施設	すべての施設
11 集会施設	(1)冠婚葬祭施設 (2)集会場 (3)公会堂 (4)その他これらに類する施設	すべての施設
12 休憩所	(1)公園の休憩所 (2)高速自動車国道及び自動車専用道路の休憩所	すべての施設
13 金融機関等の施設	(1)銀行その他の金融機関の店舗 (2)その他これに類する施設	すべての施設
14 公益事業施設	(1)一般ガス事業者の営業所及び事務所 (2)一般電気事業者の営業所及び事務所 (3)電気通信回線設備を設置する電気通信事業者の営業所及び事務所 (4)その他これらに類する施設	すべての施設
15 理容所・美容所	(1)理容所 (2)美容所 (3)その他これらに類する施設	すべての施設
16 地下街	地下街	すべての施設
17 物品販売業を営む店舗	物品販売業を営む店舗	用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以上の施設
18 飲食店	飲食店	用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以上の施設
19 サービス店舗	(1)クリーニング取次店 (2)旅行業を営む者の営業所 (3)質屋の営業所 (4)ビデオレンタル店 (5)その他これらに類する施設	用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以上の施設

区 分	一 般 都 市 施 設	指 定 施 設
20 興行施設	(1)劇場、映画館、演芸場及び観覧場 (2)その他これらに類する施設	用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以上の施設
21 遊興施設	(1)遊技場、マージャン屋、勝馬投票券発売所、カラオケボックス、バー及びキャバレー (2)その他これらに類する施設	用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル以上の施設
22 公衆浴場	公衆浴場	用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の施設
23 運動施設	(1)体育館、ボーリング場、スケート場、水泳場及びスポーツの練習場 (2)その他これらに類する施設	用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の施設
24 宿泊施設	(1)ホテル、旅館及び簡易宿所 (2)その他これらに類する施設	用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の施設
25 展示場	展示場	用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の施設
26 事務所・工場	(1)事務所（前各項に掲げるものを除く。） (2)工場 (3)その他これらに類する施設	用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の施設
27 複合施設	一般都市施設の複合建築物（異なる用途に供する部分が明確に区画され、出入口等の主要な部分を共用しないものを除く。）	用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の施設
28 路外駐車場	駐車場法（昭和32年法律第106号）第2条第2号に規定する路外駐車場の用に供する施設	用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の施設
29 共同住宅	共同住宅	用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の施設
30 公衆便所	公衆便所（簡易公衆便所を除く。）	すべての施設

2 道路

区 分	一 般 都 市 施 設	指 定 施 設
道路	(1)道路法（昭和27年法律第180号）第2条第1項に規定する道路 (2)港湾法（昭和25年法律第218号）第2条第5項第4号に規定する臨港交通施設である道路	立体横断施設

3 公園

区 分	一 般 都 市 施 設	指 定 施 設
公園	(1)都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条第1項に規定する公園及び緑地 (2)港湾法第2条第5項第9号の3に規定する港湾環境設備施設である緑地	(1)都市公園法施行令（昭和31年政令第290号）第2条第1項第3号及び第4号に規定する公園 (2)都市公園法施行令第2条第2項に規定する公園のうち敷地面積が4ヘクタールを超えるもの (3)港湾環境整備施設である緑地のうち敷地面積が4ヘクタールを超えるもの

4 公共交通機関の施設

区 分	一 般 都 市 施 設	指 定 施 設
1 鉄道の駅	鉄道の駅	すべての施設
2 軌道の停留所	軌道の停留所	すべての施設
3 港湾旅客施設	港湾法第2条第5項第7号に規定する旅客施設	すべての施設
4 バスターミナル等	(1)自動車ターミナル法（昭和34年法律第136号）第2条第6項に規定するバスターミナル (2)その他これに類する施設	すべての施設

別表第2（第4条第1項）建築物に関する一般都市施設整備基準

整備項目	一 般 都 市 施 設 整 備 基 準
1 敷地内通路	道路から主要な出入口に至る敷地内通路のうち1以上は、次に定める構造とすること。 (1) 有効幅員は、90センチメートル以上とすること。 (2) 段を設けないこと。ただし、3の項に定める構造の傾斜路又は段差解消機を併設した場合は、この限りでない。
2 外部出入口	屋外へ通する主要な出入口のうち1以上は、次に定める構造とし、1の項に定める構造の敷地内通路に接続すること。 (1) 有効幅員は、90センチメートル以上とすること。 (2) 戸は、障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。
3 傾斜路	1の項に定める構造の敷地内通路に設ける傾斜路は、次に定める構造とすること。 (1) 有効幅員は、90センチメートル以上とすること。 (2) こう配は、12分の1以下とすること。

別表第3（第4条第1項）道路に関する一般都市施設整備基準

整備項目	一 般 都 市 施 設 整 備 基 準
1 歩道	歩道は、次に定める構造とすること。 (1) 有効幅員は、200センチメートル以上とすること。 (2) 歩行者の通行動線上には、段を設けないこと。 (3) 路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。 (4) 排水溝には、車いすのキャスターが落ち込まない構造のふたを設けること。 (5) 歩道が交差点又は横断歩道において車道と接する部分は、次に定める構造とすること。 ア 車道との境界部分の段差は、2センチメートルを標準とすること。 イ すりつけこう配は、12分の1を標準とすること。 ウ すりつけ区間と歩道が車道と接する部分の間に、水平区間を設けること。
2 案内標示	案内標示を設ける場合は、次に定める構造とすること。 (1) 大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとすること。 (2) 障害者、高齢者等の通行の支障とならないような位置に設けること。 (3) 車いす使用者に見やすい高さに設けること。 (4) 照明装置を設ける場合は、十分な照度を確保すること。
3 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	(1) 次の場所には、視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること（工に掲げる場所にあつては、連続して敷設すること）。 ア 歩道が交差点又は横断歩道において車道と接する部分 イ 立体横断施設の昇降口に近接した路面 ウ 指定施設（立体横断施設を除く。）の出入口等に面する歩道 エ 不特定かつ多数の者が利用する施設又は視覚障害者が利用することの多い施設から最寄りの鉄道の駅又はバス停留所に至る歩道のうち、視覚障害者を誘導することが必要である場所 オ その他特に歩道上で視覚障害者を誘導し、又はその注意を喚起することが必要である場所

	<p>(2) 視覚障害者誘導用ブロックの構造は、次のとおりとする。</p> <p>ア 大きさは、縦横それぞれ30センチメートル又は40センチメートルとすること。</p> <p>イ 色は、原則として黄色とすること。</p> <p>ウ 材質は、十分な強度を有し、滑りにくく、耐久性に優れ、退色又は輝度の低下が少ない素材とすること。</p> <p>エ 形状は、次のとおりとすること。</p> <p>(ア) 突起の形状は、視覚障害者が認識しやすいものとする。</p> <p>(イ) 移動の方向を示す場合は、線状の突起とすること。</p> <p>(ウ) 視覚障害者の注意を喚起し、警告を促す場合は、点状の突起とすること。</p> <p>(3) 信号機により交通整理の行われている交差点又は横断歩道には、視覚障害者用信号機を設けるよう努めること。</p>
4 ベンチ等	必要に応じ、障害者、高齢者等が歩行中に休憩できるようなベンチ等を設けること。

別表第4（第4条第1項）公園に関する一般都市施設整備基準

整備項目	一般都市施設整備基準
1 出入口	<p>出入口のうち1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、<u>120センチメートル以上とすること。ただし、地形の状況その他の特別の理由によりやむを得ない場合は、90センチメートル以上とすることができる。</u></p> <p>(2) <u>車止めを設ける場合は、当該車止めの相互間の間隔のうち1以上は、90センチメートル以上とすること。</u></p> <p>(3) <u>段を設けないこと。ただし、次に定める構造の傾斜路を併設した場合は、この限りでない。</u> ア 有効幅員は、90センチメートル以上とすること。 イ こう配は、12分の1以下とすること。</p> <p>(4) <u>路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。</u></p> <p>(5) <u>出入口を横断する排水溝を設ける場合は、車いすのキャスターが落ち込まない構造のふたを設けること。</u></p>
2 園路	<p>園路のうち1以上は、次に定める構造とし、1の項に定める構造の出入口に接続すること。</p> <p>(1) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 縦断こう配は、15分の1以下とすること。ただし、高低差が75センチメートルを超える場合において、高さ75センチメートル以内ごとに長さ150センチメートル以上の水平部分を設け、手すりを併設したときは、縦断こう配を12分の1以下とすることができる。</p> <p>(3) 路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(4) 階段の始末端部に近接した園路には、別表第3の3の項(2)（エ（イ）を除く。）に定める構造の視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>(5) 階段には、手すりを設けること。</p> <p>(6) 園路を横断する排水溝を設ける場合は、車いすのキャスターが落ち込まない構造のふたを設けること。</p>
3 附帯設備	<p>(1) ベンチを設ける場合は、障害者、高齢者等の通行の支障とならないような位置に設け、両端に手すり又は大きめのひじかけのあるものを1以上設けること。</p> <p>(2) 野外卓を設ける場合は、天板の下部に高さ65センチメートル以上70センチメートル以下、奥行き45センチメートル程度のスペースを設けること。複数の野外卓を設ける場合は、それぞれ220センチメートル以上の間隔を空けること。</p>

別表第5（第4条第2項）建築物に関する指定施設整備基準

整備項目	指定施設整備基準
1 敷地内通路	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する敷地内通路は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>イ 段が生じる場合は、6の項(4)から(8)までに定める構造に準じたものとする。</p> <p>ウ 傾斜路を設ける場合は、7の項(1)に定める構造に準じたものとする。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する敷地内通路のうち1以上は、(1)に定めるほか、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、140センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 段を設けないこと。ただし、段を6の項に定める構造に準じたものとし、7の項(2)に定める構造の傾斜路又は段差解消機を併設した場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>エ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造又は障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に障害者、高齢者等の通行の支障となるような段を設けないこと。</p> <p>オ 敷地内通路を横断する排水溝を設ける場合は、車いすのキャスターが落ちこまない構造のふたを設けること。</p>
2 駐車場	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する駐車場を設ける場合は、<u>1以上(機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超えるときは、当該台数の100分の1以上)の駐車区画を車いす使用者用駐車区画として、次に定める構造とすること。</u></p> <p>(1) 幅370センチメートル以上、奥行き600センチメートル以上とすること。ただし、機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超える場合における2台目からの駐車区画については、奥行きを500センチメートル以上とすることができる。</p> <p>(2) 水平な場所に設けること。</p> <p>(3) 建築物の出入口に近接した場所に設けること。</p> <p>(4) 道路から駐車場へ通ずる出入口には車いす使用者用駐車区画がある旨を、当該駐車区画には車いす使用者用駐車区画である旨を見やすい方法により表示すること。</p> <p>(5) 道路から駐車場へ通ずる出入口から駐車区画に至る経路について誘導のための表示を行うこと。</p> <p>(6) 駐車区画から建築物の出入口に至る通路は、1の項(2)に定める構造に準じたものとする。</p>
3 外部出入口	<p>屋外へ通ずる主要な出入口のうち1以上は、次に定める構造とし、1の項(2)に定める構造の敷地内通路に接続すること。</p> <p>(1) 有効幅員は、90センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 戸は、自動的に開閉する構造又は障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(3) 障害者、高齢者等の通行の支障となるような段を設けないこと。</p>
4 廊下	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する廊下は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 床面は滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>イ 段が生じる場合は、6の項(4)から(8)までに定める構造に準じたものとする。</p> <p>(2) 2の項に定める構造の駐車場へ通ずる建築物の出入口、3の項に定める構造の外部出入口及び不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する便所から不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する各室に至る廊下のうち1以上は、(1)に定めるほか、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、140センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 段を設けないこと。ただし、段を6の項に定める構造に準じたものとし、7の項(2)に定める構造の傾斜路又は段差解消機を併設した場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 廊下を横断する排水溝を設ける場合は、車いすのキャスターが落ち込まない構造のふたを設けること。</p> <p>エ 50メートル以内ごとに車いすの転回に支障がない場所を設けること。</p> <p>オ 戸を設ける場合には、自動的に開閉する構造又は障害者、高齢者等が円滑</p>

	に開閉して通過できる構造とし、かつ、その前後に障害者、高齢者等の通行の支障となるような段を設けないこと。
5 居室の出入口	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する居室の出入口のうち1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 戸は、自動的に開閉する構造又は障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(3) 障害者、高齢者等の通行の支障となるような段を設けないこと。</p>
6 階段	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する階段のうち1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) けあげの寸法は、18センチメートル以下とすること。</p> <p>(3) 踏面の寸法は、26センチメートル以上とすること。</p> <p>(4) 回り段を設けないこと。</p> <p>(5) 階段の両側には、8の項に定める構造の手すりを設けること。</p> <p>(6) 踏面は滑りにくい仕上げとし、段鼻には滑り止めを設けること。</p> <p>(7) 段鼻は、突き出さないようにし、踏面及びけあげと識別しやすい色とすること。</p> <p>(8) けこみ板を設けること。</p>
7 傾斜路	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する傾斜路(段に代わり、又はこれに併設するものに限る。)は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 表面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>イ こう配が12分の1を超え、又は高さが16センチメートルを超える傾斜がある部分には、8の項に定める構造の手すりを設けること。</p> <p>ウ その前後の廊下等との色の明度の差が大きいこと等によりその存在を容易に識別できるものとすること。</p> <p>(2) 1の項(2)に定める構造の敷地内通路、4の項(2)に定める構造の廊下及び10の項に定める構造の便所に設ける傾斜路は、(1)に定めるほか、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、140センチメートル以上とすること。ただし、段に併設する場合は、100センチメートル以上とすることができる。</p> <p>イ こう配は、12分の1以下とすること。</p> <p>ウ 高低差が75センチメートルを超える傾斜路については、高さ75センチメートル以内ごとに長さ150センチメートル以上の平たんな部分を設けること。</p> <p>エ 傾斜路の始末端部には、長さ150センチメートル以上の平たんな部分を設けること。</p> <p>オ 傾斜路の両側には、側壁又は高さ5センチメートル以上の立ち上がりを設けること。</p> <p>カ 8の項に定める構造の手すりを設けること。</p>
8 手すり	<p>6の項に定める構造の階段及び7の項に定める構造の傾斜路に設ける手すりは、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 階段の踊場及び傾斜路の平たんな部分の手すりは、連続して設けること。</p> <p>(2) 手すりの高さは、75センチメートル以上85センチメートル以下とすること。</p> <p>(3) 握りやすい形状とすること。</p> <p>(4) 手すりは、階段及び段(以下「階段等」という。)並びに傾斜路の始末端部から障害者、高齢者等の昇降に支障のない程度に床面と平行に延長し、両端を壁面又は下方へ巻き込むこと。</p>
9 エレベーター	<p>直接地上へ通ずる出入口を有する階以外の階を不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する建築物については、その階に通ずるエレベーターを1以上設け、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) かごは、利用居室、10の項に定める構造の便所又は2の項に定める構造の車いす使用者用駐車区画がある階及び地上階に停止すること。</p> <p>(2) かご及び昇降路の出入口の有効幅員は、それぞれ80センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) かごの奥行きは135センチメートル以上とすること。</p> <p>(4) かごの幅は140センチメートル以上とし、車いすの転回に支障がない構造とすること。</p> <p>(5) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>(6) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開閉を音</p>

	<p>声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(7) かご内には、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を設けること。</p> <p>(8) かご内の左右両面の側板には、手すりを設けること。</p> <p>(9) かご内及び乗降ロビーに設ける操作盤は、車いす使用者が利用しやすい位置に設け、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができるような構造とすること。</p> <p>(10) かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(11) 乗降ロビーは高低差がないものとし、その幅及び奥行きは150センチメートル以上とすること。</p> <p>(12) 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。</p>
10 便所（その1）	<p>5の項に定める構造の居室の出入口(当該建築物に利用居室が設けられていないときは、道又は公園、広場その他の空地)へ通ずる不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する便所のうち1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。ただし、構造上やむをえないものについては、この限りでない。)は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 便房の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 便所及び便房の出入口の戸は、自動的に開閉する構造又は障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(3) 便所及び便房の出入口及び床面には、段を設けないこと。ただし、7の項(2)に定める構造の傾斜路と併設した便所の床面については、この限りでない。</p> <p>(4) 床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(5) 便所及び便房の出入口には、障害者、高齢者等が円滑に利用できる旨の表示を行うこと。</p> <p>(6) 便所は、分かりやすく利用しやすい位置に設けること。</p> <p>(7) 便房には、車いす使用者が円滑に利用できる床面積を確保すること。</p> <p>(8) 便房には、腰掛け式便器、手すり等を適切に配置すること。</p> <p>(9) 洗面器及び洗面器まわりの1以上は、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造とすること。</p> <p><u>(10) 便所内に、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造の水洗器具を設けた便房を1以上設けること。</u></p>
11 便所（その2）	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する便所を設ける場合は、次に定める構造とすること。ただし、便所が建築物の区分につき1箇所の建築物であって、当該便所が10の項に定める構造の便房だけで構成されているものについては、この限りでない。</p> <p>(1) 便所の出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 便所の出入口の戸は、障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(3) 10の項に定める構造の便房以外に便房を設ける場合は、障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造の戸、腰掛け式便器及び手すりを有するものを1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)設けること。</p> <p>(4) 床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(5) <u>男子用小便器を設ける場合には、1以上は床置き式の小便器、壁掛式の小便器(受け口の高さが35センチメートル以下のものに限る。)</u> <u>その他これらに類するもの</u>とし、手すりを便器の前面及び両側に設けること。</p> <p>(6) 洗面器及び洗面器まわりの1以上は、障害者、高齢者等が円滑に利用できる構造とすること。</p>
12 浴室、シャワー室及び更衣室	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する浴室、シャワー室又は更衣室を設ける場合は、床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する浴室、シャワー室又は更衣室を設ける場合は、それぞれ1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上)を、(1)に定めるほか、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 戸は、自動的に開閉する構造又は障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>ウ 出入口及び室内には、障害者、高齢者等の通行の支障となるような段を設けないこと。</p> <p>エ 車いす使用者が円滑に利用できる十分な空間を確保すること。</p> <p>オ 必要な場所に手すりを設けること。</p> <p>カ 浴槽、シャワー及び水栓は、障害者、高齢者等が円滑に利用できるような</p>

	構造とすること。
13 客室	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する客室を設ける場合は、1以上(総客室数が100を超えるときは、2以上)を次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 出入口の有効幅員は、80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 戸は、障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>(3) 出入口及び室内には、障害者、高齢者等の通行の支障となるような段を設けないこと。</p> <p>(4) 車いす使用者が円滑に移動し、回転できるよう十分なスペースを確保すること。</p> <p>(5) ベッドの高さは、車いすの座面の高さと同程度とすること。</p> <p>(6) 障害者、高齢者等が円滑に利用できる浴室、便所、洗面所等を設けること。</p>
14 客席及び舞台	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する客席を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 車いす使用者用の客席を、観覧しやすく、かつ、出入口から容易に到達できる位置に2以上設けること。</p> <p>イ 出入口から車いす使用者用の客席に至る経路には、段を設けないこと。ただし、7の項(2)に定める構造の傾斜路又は段差解消機を併設した場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 車いす使用者用の客席は、1席当たり幅90センチメートル以上、奥行き150センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する舞台を設ける場合は、障害者、高齢者等が支障なく客席及びそで口から舞台上上がることができるような経路を確保すること。</p>
15 案内標示	<p>(1) <u>障害者、高齢者等が円滑に利用できるエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車場の付近には、それぞれ当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車場があることを表示する標識を設けること。</u></p> <p>(2) <u>建築物(案内所が設けられているものを除く。)又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の障害者、高齢者等が円滑に利用できるエレベーターその他の昇降機又は便所の配置を点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。</u></p> <p>(3) <u>建築物(案内所が設けられているものを除く。)又はその敷地には、当該建築物又はその敷地内の障害者、高齢者等が円滑に利用できるエレベーターその他の昇降機、便所又は駐車場の配置を示した次に定める構造の案内標示を設けること。ただし、当該エレベーターその他の昇降機、便所又は駐車場の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</u></p> <p>ア 大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとする。</p> <p>イ 障害者、高齢者等の通行の支障とならないような位置に設けること。</p> <p>ウ <u>障害者、高齢者等に見やすい高さに設けること。</u></p> <p>エ 照明装置を設ける場合は、<u>判読性を高めるために適切な照度を確保すること。</u></p> <p>オ 案内標示の周辺に車いす使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。</p>
16 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	<p>(1) 次の場所には、視覚障害者誘導用ブロック又は音声その他の方法により視覚障害者を誘導する設備を設けること。</p> <p>ア 歩道上から外部出入口、敷地内通路又は案内施設に至る連続した経路</p> <p>イ 敷地内通路の車路に近接する部分</p> <p>ウ 階段等及びエスカレーターの始末端部に近接した場所等の縦断こう配が急激に変化し、特に視覚障害者の注意を喚起することが必要である場所</p> <p>(2) 視覚障害者誘導用ブロックの構造は、次のとおりとすること。</p> <p>ア 大きさは、縦横それぞれ30センチメートルとすること。</p> <p>イ 色は、周辺の床材の色と対比効果があるものとする。</p> <p>ウ 別表第3の3の項(2)ウ及びエに定める構造とすること。</p> <p>(3) 地下街その他視覚障害者が利用することの多い施設の出入口の1以上には、音により視覚障害者を誘導する装置を設けること。</p> <p>(4) 階段等及び傾斜路の手すりの始末端部には、必要に応じ、点字による案内のための表示を行うこと。</p> <p>(5) エスカレーターを設ける場合は、くし板をステップ部分と区別しやすい色とすること。</p>
17 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用	<p>(1) 別表第1 1建築物の部4の項及び13の項に掲げる施設その他これらに類する施設の利用者の案内、呼び出しのための窓口等の1以上には、文字により情</p>

<p>に必要な設備</p>	<p>報を表示する設備を設けること。</p> <p>(2) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する会議室を設ける場合は、スクリーン等を備え、スクリーン等に文字を映し出せる機器を1台以上備えること。</p> <p>(3) 不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する客席を設ける場合は、集団補聴設備を設けること。</p>
<p>18 警報設備及び避難口誘導灯</p>	<p>(1) 音響装置により火災を知らせる警報設備を設けること。</p> <p>(2) 屋外へ通ずる出入口、廊下、階段その他必要な箇所には、点滅型誘導灯を設けること。</p>
<p>19 附帯設備</p>	<p>(1) カウンター、記載台、公衆電話台等を設ける場合は、1以上を障害者、高齢者等が利用しやすい位置に設け、車いす使用者が利用しやすい高さ、幅及び奥行きを確保すること。</p> <p>(2) 水飲みを設ける場合は、1以上を障害者、高齢者等が利用しやすい位置に設け、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 車いす使用者が利用しやすい高さとし、周囲には十分なスペースを確保すること。</p> <p>イ 水栓は、光感知式、ボタン式又はレバー式とすること。</p> <p>(3) 自動販売機、券売機、現金自動預入・支払機等を設ける場合は、1以上を障害者、高齢者等が利用しやすい位置に設け、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 前面には、車いす使用者が円滑に利用できるような十分なスペースを確保すること。</p> <p>イ 操作ボタン、金銭投入口、金銭取出口等は、障害者、高齢者等が円滑に利用できるような構造とすること。</p>

別表第6（第4条第2項）道路(立体横断施設)に関する指定施設整備基準

整備項目	指 定 施 設 整 備 基 準
1 通路	<p>通路(昇降部分を除く。以下この表において同じ。)は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、200センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 段を設けないこと。ただし、段を2の項に定める構造に準じたものとし、3の項に定める構造の傾斜路又は段差解消機を併設した場合は、この限りでない。</p> <p>(3) 路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(4) 通路を横断する排水溝を設ける場合は、車いすのキャスターが落ち込まない構造のふたを設けること。</p>
2 階段	<p>昇降部分の階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、150センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 階段の両側には、4の項に定める構造の手すりを設けること。</p> <p>(3) 別表第5の6の項(4)及び(6)から(8)までに定める構造とすること。</p>
3 傾斜路	<p>1の項に定める構造の通路に設ける傾斜路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、135センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) こう配は、12分の1以下とすること。</p> <p>(3) 高低差が75センチメートルを超える傾斜路については、高さ75センチメートル以内ごとに長さ150センチメートル以上の水平部分を設けること。</p> <p>(4) 傾斜路の始末端部には、長さ150センチメートル以上の水平部分を設けること。</p> <p>(5) 傾斜路の両側には、側壁若しくはさく又は高さ5センチメートル以上の立ち上がりを設けること。</p> <p>(6) 路面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(7) 必要に応じ、4の項に定める構造の手すりを設けること。</p>
4 手すり	<p>2の項に定める構造の階段及び3の項に定める構造の傾斜路に設ける手すりは、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 高さ75センチメートル以上85センチメートル以下のものと高さ65センチメートルのものを併設すること。</p> <p>(2) 別表第5の8の項(1)、(3)及び(4)に定める構造とすること。</p>
5 エレベーター	<p>大規模な公共交通機関の施設を有し、業務機能が集積する区域に立体横断施設を設ける場合は、別表第5の9の項に定める構造のエレベーターを設けること。</p>
6 案内標示	<p>案内標示を設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとする。</p> <p>(2) 障害者、高齢者等の通行の支障とならないような位置に設けること。</p> <p>(3) 障害者、高齢者等に見やすい高さに設けること。</p> <p>(4) 照明装置を設ける場合は、<u>判読性を高めるために適切な照度を確保すること。</u></p> <p>(5) 案内標示の周辺に車いす使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。</p>
7 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	<p>(1) 次の場所には、別表第3の3の項(2)に定める構造の視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>ア 立体横断施設の昇降口並びに階段等及びエスカレーターの始末端部に近接した路面</p> <p>イ 不特定かつ多数の者が利用する施設又は視覚障害者の利用することの多い施設から最寄りの鉄道の駅又はバス停留所に至る立体横断施設の通路のうち、視覚障害者を誘導することが必要である場所</p> <p>(2) その他の設備については、別表第5の16の項(4)及び(5)に規定する整備基準を準用する。</p>

別表第7（第4条第2項）公園に関する指定施設整備基準

整備項目	指定施設整備基準
1 出入口	<p>(1) 出入口のうち2以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 段を設けないこと。ただし、段を3の項(5)に定める構造に準じたものとし、次に定める構造の傾斜路及び4の項に定める構造の手すりを併設した場合は、この限りでない。</p> <p>(ア) 有効幅員は、120センチメートル以上とすること。</p> <p>(イ) こう配は、12分の1以下とすること。</p> <p>ウ 路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>エ 出入口を横断する排水溝を設ける場合は、車いすのキャスターが落ち込まない構造のふたを設けること。</p> <p>オ 歩道上から出入口に至る経路には、別表第3の3の項(2)に定める構造の視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>(2) (1)に定める構造の出入口以外の出入口に段が生じる場合は、3の項(5)に定める構造に準じたものとする。</p>
2 駐車場	<p>不特定かつ多数の者が利用する駐車場を設ける場合は、1以上(総駐車台数が50以上200以下の場合は当該台数に50分の1を乗じて得た数以上、総駐車台数が200を超える場合は当該台数に100分の1を乗じて得た数に2を加えた数以上)の駐車区画を車いす使用者用駐車区画として、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 幅370センチメートル以上、奥行き600センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 3の項に定める構造の園路に近接した場所に設けること。</p> <p>(3) 駐車区画から3の項に定める構造の園路に至る通路は、同項に定める構造とすること。</p> <p>(4) 別表第5の2の項(2)、(4)及び(5)に定める構造とすること。</p>
3 園路	<p>園路のうち1以上は、次に定める構造とし、1の項(1)に定める構造の出入口に接続すること。</p> <p>(1) 有効幅員は、180センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 縦断こう配は、15分の1以下とすること。ただし、次に定める構造の園路については、12分の1以下とすることができる。</p> <p>ア 高低差が75センチメートルを超える場合において、高さ75センチメートル以内ごとに長さ150センチメートル以上の水平部分を設けること。</p> <p>イ 園路の両側には、側壁若しくはさく又は高さ5センチメートル以上の立ち上がりを設けること。</p> <p>ウ 4の項に定める構造の手すりを設けること。</p> <p>(3) 路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(4) 園路から広場等へ出入りする部分に段が生じる場合は、12分の1以下のこう配ですりつけることとし、切下げ部分の幅員は120センチメートル以上とすること。やむを得ず段を残す場合は、その高低差を2センチメートル以下とすること。</p> <p>(5) 園路に階段を設ける場合は、次に定める構造とし、始末端部に近接した路面には、別表第3の3の項(2)(エ(イ)を除く。)に定める構造の視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>ア 階段の両側には、4の項に定める構造の手すりを設けること。</p> <p>イ 別表第5の6の項(4)及び(6)から(8)までに定める構造とすること。</p> <p>(6) 園路を横断する排水溝を設ける場合は、車いすのキャスターが落ち込まない構造のふたを設けること。</p>
4 手すり	<p>1の項(1)に定める構造の出入口及び3の項に定める構造の園路に設ける手すりは、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 高さ75センチメートル以上85センチメートル以下のものと高さ65センチメートルのものを併設すること。</p> <p>(2) 別表第5の8の項(1)、(3)及び(4)に定める構造とすること。</p>
5 便所	<p>別表第5の10の項及び11の項に規定する整備基準を準用する。</p>
6 案内標示	<p>案内標示を設ける場合は、次に定める構造とし、そのうち1以上は、園路及び広場の出入口の付近に設けること。</p> <p>(1) 大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとする。</p> <p>(2) 障害者、高齢者等の通行の支障とならないような位置に設けること。</p> <p>(3) 障害者、高齢者等に見やすい高さに設けること。</p> <p>(4) 照明装置を設ける場合は、判読性を高めるために適切な照度を確保すること。</p>

	(5) 案内標示の周辺に車いす使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。
7 附帯設備	<p>(1) ベンチを設ける場合は、障害者、高齢者等の通行の支障とならないような位置に設け、両端に手すり又は大きめのひじかけのあるものを2以上設けること。</p> <p>(2) 野外卓を設ける場合は、別表第4の3の項(2)に定める構造とすること。</p> <p>(3) 水飲みを設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 障害者、高齢者等が利用しやすい位置に設けること。</p> <p>イ 車いす使用者が円滑に利用できる高さとし、周囲には車いす使用者が円滑に利用できるよう十分なスペースを確保すること。</p> <p>ウ 水栓は、レバー式その他障害者、高齢者等が利用しやすい構造とすること。</p> <p>(4) 自動販売機、券売機等を設ける場合は、別表第5の19の項(3)に定める構造とすること。</p>

別表第8（第4条第2項）公共交通機関の施設に関する指定施設整備基準

整備項目	指定施設整備基準
1 出入口	<p>(1) 出入口のうち1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、180センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 段を設けないこと。ただし、段を4の項に定める構造に準じたものとし、5の項に定める構造の傾斜路を併設した場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 路面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>エ 戸は、自動的に開閉する構造又は障害者、高齢者等が円滑に開閉して通過できる構造とすること。</p> <p>オ 出入口を横断する排水溝を設ける場合は、車いすのキャスターが落ち込まない構造のふたを設けること。</p> <p>(2) (1)に定める構造の出入口以外の出入口に段が生じる場合は、4の項に定める構造に準じたものとする。</p>
2 通路	<p>(1) 不特定かつ多数の者が利用する施設に至る通路のうち1以上は、次に定める構造とし、1の項(1)に定める構造の出入口に接続すること。</p> <p>ア 有効幅員は、主要な通路にあっては180センチメートル以上とし、その他の通路にあっては140センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 段を設けないこと。ただし、段を4の項に定める構造に準じたものとし、5の項に定める構造の傾斜路を併設した場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 床面は、平たんで滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>エ 壁面及び柱面の看板及び設置物は、突き出さないようにすること。やむを得ず突き出す場合は、面を取るなどの措置をとること。</p> <p>(2) (1)に定める構造の通路以外の通路に段が生じる場合は、4の項に定める構造に準じたものとする。</p>
3 改札口	改札口のうち1以上は、有効幅員を90センチメートル以上とすること。
4 階段	<p>階段は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 有効幅員は、130センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) 階段の両側には、6の項に定める構造の手すりを設けること。</p> <p>(3) 別表第5の6の項(4)及び(6)から(8)までに定める構造とすること。</p>
5 傾斜路	<p>1の項(1)に定める構造の出入口及び2の項(1)に定める構造の通路に設ける傾斜路は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 別表第5の7の項(1)ア及び(2)アからオまでに定める構造とすること。</p> <p>(2) 必要に応じ、6の項に定める構造の手すりを設けること。</p>
6 手すり	<p>4の項に定める構造の階段及び5の項に定める構造の傾斜路に設ける手すりは、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 高さ75センチメートル以上85センチメートル以下のものと高さ65センチメートルのものを併設すること。</p> <p>(2) 別表第5の8の項(1)、(3)及び(4)に定める構造とすること。</p>
7 エレベーター	<p>1の項(1)に定める構造の出入口から乗降場に至る経路に高低差があり、5の項に定める構造の傾斜路によって当該高低差が解消できない場合は、1以上の経路に次に定める構造のエレベーターを設けること。ただし、8の項(2)の場合にあっては、この限りでない。</p> <p>(1) かご及び昇降路の出入口の有効幅員は、それぞれ80センチメートル以上とすること。</p> <p>(2) かごの奥行きは135センチメートル以上とし、かごの幅は140センチメートル以上とすること。ただし、かごの出入口が複数あるエレベーターであって、<u>車いす使用者が円滑に乗降できる構造のものについては、この限りでない。</u></p> <p>(3) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設けること。</p> <p>(4) かご内に、かごが到着する階並びにかご及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(5) かご内には、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を設けること。</p> <p>(6) かご内の左右両面の側板には、手すりを設けること。</p> <p>(7) かご内及び乗降ロビーに設ける操作盤は、車いす使用者が利用しやすい位置に設け、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができるような構造とすること。</p> <p>(8) かご内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(9) 乗降ロビーは高低差がないものとし、その幅及び奥行きは150センチメートル以上とすること。</p>

	<p>(10) 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。</p> <p>(11) <u>かご及び昇降路の出入口の戸にガラスその他これに類するものがはめ込まれていること又はかご外及びかご内に画像を表示する設備が設置されていることにより、かご外にいる者とかが内にいる者が互いに視覚的に確認できる構造であること。</u></p>
8 エスカレーター	<p>(1) エスカレーターを設ける場合は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 踏面及び床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>イ 緊急時に操作しやすい非常停止装置を分かりやすい位置に設けること。</p> <p>ウ くし板は、できるだけ薄くし、ステップ部分と区別しやすい色とすること。</p> <p>エ ステップは、縁部分を識別しやすいように色で縁取りすること。</p> <p>オ <u>行き先及び昇降方向を音声により知らせる設備を設けること。</u></p> <p>(2) 7の項に定める構造のエレベーターを設けることが地形上又は構造上困難な施設には、乗降場ごとに、次に定める構造のエスカレーターを設けること。</p> <p>ア (1)に定める構造とすること。</p> <p>イ 車いす乗用ステップ付きエスカレーターとすること。</p> <p>ウ エスカレーターを操作する者を呼び出すための装置を設けること。</p> <p>エ <u>上り専用のものと下り専用のものをそれぞれ設置すること。ただし、旅客が同時に双方向に移動することがない場合については、この限りでない。</u></p>
9 鉄道の駅のホーム	<p>鉄道の駅のホームは、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) 床面は、滑りにくい仕上げとすること。</p> <p>(2) ホームの両端には、転落防止のためのさくを設けること。</p> <p>(3) ホームと車両とのすき間及び段差は、可能な限り小さくすること。</p> <p>(4) ホーム上の設置物は、障害者、高齢者等の通行の支障とならないような位置に設けること。</p>
10 バス停留所	<p>バスターミナルのバス停留所は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) バスの行き先、運行系統、時刻表等の案内標示は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとする。</p> <p>イ 障害者、高齢者等の通行の支障とならないような位置に設けること。</p> <p>ウ <u>障害者、高齢者等に見やすい高さに設けること。</u></p> <p>エ 照明装置を設ける場合は、<u>判読性を高めるために適切な照度を確保すること。</u></p> <p>オ 案内標示の周辺に車いす使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。</p> <p>(2) 上屋及びベンチを設けること。</p>
11 タクシー乗り場	<p>タクシー乗り場は、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) タクシー乗り場と車道との境界部分の段差は、2センチメートルを標準とすること。</p> <p>(2) すりつけこう配は、12分の1を標準とすること。</p> <p>(3) 上屋及びベンチを設けること。</p>
12 便所	別表第5の10の項及び11の項に規定する整備基準を準用する。
13 案内標示	<p>(1) <u>公共交通機関の車両等の運行（運航を含む。）に関する情報を文字等により表示するための設備及び音声により提供するための設備を備えること。ただし、電気設備がない場合その他技術上の理由によりやむを得ない場合は、この限りでない。</u></p> <p>(2) <u>エレベーターその他の昇降機、傾斜路、便所、乗車券等販売所、待合所、案内所若しくは休憩設備（以下この表において「主要な設備」という。）又は(4)に定める構造の案内板その他の設備の付近には、これらの設備があることを表示する標識を設けること。</u></p> <p>(3) <u>公共用の通路に直接通ずる出入口（鉄道の駅及び軌道の停留所にあつては、当該出入口又は改札口。以下この表において同じ。）の付近その他の適切な場所に、旅客施設の構造及び主要な設備の配置を音、点字その他の方法により視覚障害者に示すための設備を設けること。</u></p> <p>(4) <u>公共用の通路に直接通ずる出入口の付近には、主要な設備の配置を表示し、次に定める構造の案内板その他の設備を備えること。ただし、主要な設備の配置を容易に視認できる場合は、この限りでない。</u></p> <p>ア 大きく分かりやすい文字、記号、図等で表記し、これらの色彩は地色と対比効果があるものとする。</p>

	<p>イ 障害者、高齢者等の通行の支障とならないような位置に設けること。</p> <p>ウ 障害者、高齢者等に見やすい高さに設けること。</p> <p>エ 照明装置を設ける場合は、<u>判読性を高めるために適切な照度を確保すること。</u></p> <p>オ 案内板その他の設備の周辺に車いす使用者が近づけるよう十分なスペースを確保すること。</p>
14 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	<p>(1) 次に定める場所には、別表第3の3の項(2)に定める構造の視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p> <p>ア 出入口から主要な通路、エレベーター、券売機、出札口、改札口又は乗降場に至る連続した経路</p> <p>イ 階段等及びエスカレーターの始末端部に近接した床面等の縦断こう配が急激に変化する場所</p> <p>ウ 鉄道の駅のホームの縁端及び両端</p> <p>エ 券売機、便所及び点字案内板の正面に至る経路</p> <p>オ バス停留所及びタクシー乗り場の乗車口</p> <p>(2) 3の項に定める構造の改札口の1以上には、音により視覚障害者を誘導する装置を設けること。</p>
15 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	<p>主要な通路、乗降場及び出札口、案内所等のカウンターには、それぞれ1以上文字により情報を表示するための設備を設けること。</p>
16 警報設備及び避難口誘導灯	<p>別表第5の18の項に規定する整備基準を準用する。</p>
17 附帯設備	<p>(1) 券売機を設ける場合は、1以上を障害者、高齢者等が利用しやすい位置に設け、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 前面には、車いす使用者が円滑に利用できるよう十分なスペースを確保すること。</p> <p>イ 操作ボタン、金銭投入口、金銭取出口等は、障害者、高齢者等が円滑に利用できるような構造とすること。</p> <p>ウ 操作ボタンは、点字による表示を行うこと。</p> <p>(2) その他の設備については、別表第5の19の項及び別表第7の7の項(1)に規定する整備基準を準用する。</p>

別表第9（第4条第2項）

1 建築物

区分	用途に供する部分の床面積の合計	整備項目																		
		1 敷地内通路	2 駐車場	3 外部出入口	4 廊下	5 居室の出入口	6 階段	7 傾斜路	8 手すり	9 エレベーター	10 便所（その1）	11 便所（その2）	12 浴室、シャワー室及び更衣室	13 客室	14 客席及び舞台	15 案内標示	16 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	17 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	18 警報設備及び避難口誘導灯	19 附帯設備
1 官公庁施設	300平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
2 福祉施設（その1）	300平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
3 福祉施設（その2）	300平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
4 病院	300平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
5 診療所（患者の収容施設があるものに限る。）	300平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-			○
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-			○
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
6 診療所（患者の収容施設がないものに限る。）	300平方メートル未満のもの	○		○				○	○			○			○		-			○
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-			○
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
7 助産所	300平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-			○
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-			○
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
8 その他の医療施設	300平方メートル未満のもの	○		○				○	○			○			○		-			○
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-			○
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
9 教育施設	300平方メートル未満のもの	○		○	○	○	○	○	○			○			○					○
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○		○	○	○	○	○	○			○			○					○
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○

区分	用途に供する部分の床面積の合計	整 備 項 目																		
		1 敷地内通路	2 駐車場	3 外部出入口	4 廊下	5 居室の出入口	6 階段	7 傾斜路	8 手すり	9 エレベーター	10 便所(その1)	11 便所(その2)	12 浴室、シャワー室及び更衣室	13 客室	14 客席及び舞台	15 案内標示	16 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	17 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	18 警報設備及び避難口誘導灯	19 附帯設備
10 文化施設	300平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-			○
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
11 集会施設	300平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-			○
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-			○
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
12 休憩所	300平方メートル未満のもの	○		○		○		○		○										○
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○		○	○	○	○	○	○			○								○
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
13 金融機関等の施設	300平方メートル未満のもの	○		○		○		○		○							○	○		○
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
14 公益事業施設	300平方メートル未満のもの	○		○		○		○		○										○
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○		○	○	○	○	○	○			○								○
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
15 理容所・美容所	300平方メートル未満のもの	○		○		○		○		○							-			
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-			
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-			
16 地下街	300平方メートル未満のもの	○		○				○	○	○						○				○
	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○		○				○	○	○			○			○				○
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○				○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○
17 物品販売業を営む店舗	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-			
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○
18 飲食店	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-			
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-		○	○
19 サービス店舗	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-			
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-			○

区分	用途に供する部分の床面積の合計	整備項目																	
		1 敷地内通路	2 駐車場	3 外部出入口	4 廊下	5 居室の出入口	6 階段	7 傾斜路	8 手すり	9 エレベーター	10 便所(その1)	11 便所(その2)	12 浴室、シャワー室及び更衣室	13 客室	14 客席及び舞台	15 案内標示	16 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	17 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	18 警報設備及び避難口誘導灯
20 興行施設	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	-			
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○
21 遊興施設	300平方メートル以上1,000平方メートル未満のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				-			
	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	-		○	
22 公衆浴場	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	-		○	
23 運動施設	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	-		○	
24 宿泊施設	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○		○	-		○	
25 展示場	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	-		○	
26 事務所・工場	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○			○	
27 複合施設	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○		○	○	○	○	○				○			○	
28 路外駐車場	1,000平方メートル以上のもの	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	-		○	
29 共同住宅	1,000平方メートル以上のもの	○		○	○	○	○	○	○										
30 公衆便所	すべての施設	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○	○				○			

(備考)

- 印は、整備項目の欄に掲げるものが、当該各項に掲げる区分の建築物にそれぞれ適用されるものであることを示す。
- 別表第5の9の項(4)に規定する整備基準は、用途に供する部分の床面積(別表第1 1建築物の部27の項に掲げる施設にあっては、別表第1 1建築物の部26の項及び29の項に掲げる施設の用途に供する部分の床面積を除いた床面積)の合計が2,000平方メートル未満の施設については、適用しない。
- 別表第5の17の項(3)に規定する整備基準は、用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル以上の施設に適用する。
- 別表第1 1建築物の部26の項、27の項及び29の項に掲げる施設については、別表第5の4の項(2)ア及び6の項(5)に定める構造に係る整備基準は、適用しない。
- 別表第1 1建築物の部26の項、27の項及び29の項に掲げる施設に係る別表第5の9の項に規定する整備基準は、階数が4以上(専ら倉庫、機械室その他これらに類するものの用に供する階を除く。)の施設について適用する。
- 別表第1 1建築物の部26の項、27の項(26の項及び29の項に掲げる施設のみで構成される施設に限る。)及び29の項に掲げる施設については、別表第5の9の項(3)及び(4)に定める構造に係る整備基準は、車いす利用が可能なエレベーターを設置する場合に限り、適用しない。
- 別表第1 1建築物の部12の項、14の項、16の項、26の項及び27の項に掲げる施設に係る別表第5の2の項に規定する整備基準は、機械式駐車場のみを設置する場合に限り、適用しない。
- 別表第1 1建築物の部12の項、14の項、16の項、26の項及び27の項に掲げる施設については、別表第5の10の項(10)に定める構造に係る整備基準は、適用しない。
- 別表第5の15の項に規定する整備基準は、別表第1 1建築物の部6の項(用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル未満の施設に限る。)、8の項(用途に供する部分の床面積の合計が300平方メートル未満の施設に限る。)、9の項(用途に供する部分の床面積の合計が1,000平方メートル未満の施設に限る。)、12の項、14の項、16の項、26の項及び27の項に掲げる施設については、適用しない。ただし、これらの施設に案内標示を設置する場合には、別表第5の15の項に規定する整備基準を遵守しなければならない。

2 道路

区分	整備項目						
	1 通路	2 階段	3 傾斜路	4 手すり	5 エレベーター	6 案内標示	7 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備
道路	○	○	○	○	○	○	○

(備考)

○印は、整備項目の欄に掲げるものが適用されるものであることを示す。

3 公園

区分	整備項目						
	1 出入口	2 駐車場	3 園路	4 手すり	5 便所	6 案内標示	7 附帯設備
公園	○	○	○	○	○	○	○

(備考)

○印は、整備項目の欄に掲げるものが適用されるものであることを示す。

4 公共交通機関の施設

区分	整備項目																
	1 出入口	2 通路	3 改札口	4 階段	5 傾斜路	6 手すり	7 エレベーター	8 エスカレーター	9 鉄道の駅のホーム	10 バス停留所	11 タクシー乗り場	12 便所	13 案内標示	14 視覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	15 聴覚障害者の安全かつ円滑な利用に必要な設備	16 警報設備及び避難口誘導灯	17 附帯設備
1 鉄道の駅	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○
2 軌道の停留所	○	○	○	○	○	○	○	○	○			○	○	○	○	○	○
3 港湾旅客施設	○	○	○	○	○	○	○	○				○	○	○	○	○	○
4 バスターミナル等	○	○	○	○	○	○	○	○		○	○	○	○	○	○	○	○

(備考)

○印は、整備項目の欄に掲げるものが、当該各項に掲げる区分の公共交通機関の施設にそれぞれ適用されるものであることを示す。

別表第10（第5条第2項、第6条第2項、第7条第2項）

区 分	図 書	
	種 類	明 示 す べ き 事 項
建 築 物	付 近 見 取 図	方位、道路及び目標となる地物
	配 置 図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、事前協議に係る建築物と他の建築物との別、土地の高低、敷地に接する道路の位置及び幅員並びに障害者、高齢者等の利用する経路
	各 階 平 面 図	縮尺、方位、間取り、各室の用途、主要部分の位置及び寸法並びに障害者、高齢者等の利用する経路
	2 面 以 上 の 断 面 図	縮尺及び床の高さ
公 園	付 近 見 取 図	方位、道路及び目標となる地物
	配 置 図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、用途及び規模、主要な出入口及び園路、土地の高低並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
公 共 交 通 機 関 の 施 設	付 近 見 取 図	方位、道路及び目標となる建築
	配 置 図	縮尺、方位、敷地の境界線、敷地内における建築物の位置、事前協議に係る建築物と他の建築物との別、敷地内における改札口、乗降場、通路その他の主要部分の位置及び寸法並びに敷地に接する道路の位置及び幅員
	各 階 平 面 図	縮尺、方位、間取り並びに乗降場、通路、階段、昇降機、車いす使用者が円滑に利用できる便房を有する便所その他の主要部分の位置及び寸法
共 通	その他市長が必要と認める図書	

（備考）

施設の区分に応じた図書を添付すること。

別表第11（第8条第1項）

整備項目	表示板交付基準
1 敷地内通路	<p>(1) 道路から主要な出入口に至る敷地内通路のうち1以上は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 有効幅員は、180センチメートル以上とすること。</p> <p>イ 段を設けないこと。ただし、段を別表第5の6の項に定める構造に準じたものとし、同表の7の項(2)に定める構造の傾斜路又は段差解消機を併設した場合は、この限りでない。</p> <p>ウ 別表第5の1の項(1)ア及び(2)オに定める構造とすること。</p> <p>(2) (1)に定める構造の敷地内通路以外の敷地内通路に段が生じる場合は、別表第5の6の項に定める構造に準じたものとし、かつ、段の始末端部に近接した路面には別表第3の3の項(2)アからエ(ア)までに定める構造の視覚障害者誘導用ブロックを敷設すること。</p>
2 駐車場	<p>車いす使用者用駐車区画を1以上(機械式駐車場以外の駐車場の総駐車台数が100を超えるときは、当該台数の100分の1以上)有する駐車場(機械式駐車場を除く。)を設け、別表第5の2の項(1)から(6)までに定める構造とすること。</p>
3 外部出入口	<p>屋外へ通ずる主要な出入口は、次に定める構造とし、1の項(1)に定める構造の敷地内通路に接続すること。</p> <p>(1) 別表第5の3の項(1)及び(3)に定める構造とすること。</p> <p>(2) 戸は、引き戸式又は自動的に開閉する構造とすること。</p> <p>(3) 戸の全面が透明な場合には、必要な箇所に色を有するものを用いる等衝突を防止するための措置を講ずること。</p>
4 廊下	<p>(1) 2の項に定める構造の駐車場へ通ずる出入口、3の項に定める構造の外部出入口及び不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する便所から不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する各室に至る廊下は、次に定める構造とすること。</p> <p>ア 別表第5の4の項(1)ア並びに(2)ア及びウに定める構造とすること。</p> <p>イ 床面には、段を設けないこと。ただし、別表第5の7の項(2)に定める構造の傾斜路を併設した場合は、この限りでない。</p> <p>(2) (1)に定める構造の廊下以外の廊下に段が生じる場合は、別表第5の6の項に定める構造に準じたものとする。</p>
5 居室の出入口	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する居室の出入口は、別表第5の5の項に定める構造とすること。</p>
6 階段	<p>不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する階段は、別表第5の6の項に定める構造とすること。</p>
7 傾斜路	<p>別表第5の7の項に規定する整備基準を準用する。</p>
8 手すり	<p>別表第5の8の項に規定する整備基準を準用する。</p>
9 エレベーター	<p>直接地上へ通ずる出入口を有する階以外の階を不特定かつ多数の者が利用し、又は主として障害者、高齢者等が利用する建築物については、その階に通ずるエレベーターを1以上設け、次に定める構造とすること。</p> <p>(1) かごは、利用居室、10の項に定める構造の便所又は2の項に定める構造の車いす使用者用駐車区画がある階及び地上階に停止すること。</p> <p>(2) かご及び昇降路の出入口の有効幅員は、それぞれ80センチメートル(用途に供する部分の床面積の合計が5,000平方メートルを超える施設(別表第1 1建築物の部29の項に掲げる施設を除く。))にあつては、90センチメートル以上とすること。</p> <p>(3) かごは、間口140センチメートル以上、奥行き135センチメートル以上(別表第1 1建築物の部26の項、27の項(26の項及び29の項に掲げる施設のみで構成される施設に限る。))及び29の項に掲げる施設にあつては、間口100センチメートル以上、奥行き135センチメートル以上)とすること。</p> <p>(4) かご内に、かごが停止する予定の階及びかごの現在位置を表示する装置を設</p>

	<p>けること。</p> <p>(5) かが内に、かがが到着する階並びにかが及び昇降路の出入口の戸の開閉を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(6) かが内には、戸の開閉状態等を確認することができる鏡を設けること。</p> <p>(7) かが内の左右両面の側板には、手すりを設けること。</p> <p>(8) かが内及び乗降ロビーに設ける操作盤は、車いす使用者が利用しやすい位置に設け、点字により表示する等視覚障害者が円滑に操作することができるような構造とすること。</p> <p>(9) かが内又は乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を音声により知らせる装置を設けること。</p> <p>(10) 乗降ロビーは高低差がないものとし、その幅及び奥行きは150センチメートル以上とすること。</p> <p>(11) 乗降ロビーに、到着するかごの昇降方向を表示する装置を設けること。</p>
10 便所（その1）	<p>車いす使用者が円滑に利用できる次に定める構造の便房を有する便所を、建築物の区分ごとに1以上(男子用及び女子用の区別があるときは、それぞれ1以上。ただし、構造上やむをえないものについては、この限りでない。)設け、別表第5の10の項に定める構造とすること。</p>
11 便所（その2）	<p>別表第5の11の項に規定する整備基準を準用する。</p>

適合証交付請求書

年 月 日

(請求先)
横浜市長

請求者 住 所

氏 名 (印)
 (法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称
 及び代表者の氏名)

横浜市福祉のまちづくり条例第21条第1項の規定により、適合証の交付を受けたいので、関係書類を添えて請求します。

フリガナ					
施設の名称					
施設の所在地					
施設の種類					
施設の概要	構 造		地 上	階：地下	階
	敷地面積	m ²	建築面積		m ²
施設区分別 延べ面積	施設の区分		延 べ 面 積		
			m ²		
			m ²		
			m ²		
			m ²		
	合 計		m ²		
連 絡 先	住所又は所在地				
	氏名又は名称及び 代表者の氏名	電 話 () 担当者氏名			

(確認欄)

年 月 日 受付	受付番号	第	号	<input type="checkbox"/> 適合証交付	<input type="checkbox"/> 適合証不交付
年 月 日 起案	課 長	係 長	担 当	受 付	文書主任 公印承認
年 月 日 決裁					

横浜市福祉のまちづくり条例

整備基準適合証

年 月 日

様

横浜市長



次の施設について、横浜市福祉のまちづくり条例第18条に規定する整備基準に適合していることを証します。

交付番号	第	号
施設の名称		
施設の所在地		
施設の種類		
施設の区分		
その他の事項		

適合証不交付決定通知書

年 月 日

様

横浜市長

印

年 月 日に交付の請求のありました横浜市福祉のまちづくり条例整備基準適合証については、次の理由により交付しないことに決定しましたので通知します。

施設の名 称	
施設の所在地	
理 由	

第4号様式(第6条第1項)

指定施設新設等(変更)事前協議書

年 月 日

(提出先)
横浜市長

住 所

氏 名

(印)

法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

横浜市福祉のまちづくり条例第22条第1項の規定により、次のとおり協議します。

フリガナ					
施設の名称					
施設の所在地					
施設の種類					
施設の概要	構造		地上	階：地下	階
	敷地面積	m ²	建築面積		m ²
施設区分別 延べ面積	施設の区分	協議対象部分	その他の部分	合 計	
		m ²	m ²	m ²	
		m ²	m ²	m ²	
		m ²	m ²	m ²	
	合 計	m ²	m ²	m ²	
工事予定期間	着工予定年月日	年 月 日	しゅん工予定年月日	年 月 日	
設 計 者	住所又は所在地				
	氏名又は名称及び 代表者の氏名	電 話 () 担当者氏名			
前回の協議番号	第 号 (新規協議の場合は、記入の必要はありません。)				

(確認欄)

年 月 日 受付	受付番号 第 号	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 準適合	<input type="checkbox"/> 不適合
年 月 日 起案	課 長 係 長 担 当	受 付	文書主任	公印承認
年 月 日 決裁				

指定施設新設等（変更）事前協議終了通知書

年 月 日

様

横浜市長

印

横浜市福祉のまちづくり条例第22条第1項の規定による協議が終了しましたので、次のとおり通知します。

協 議 番 号	第 号
施 設 の 名 称	
施 設 の 所 在 地	
協 議 結 果	
適 用 除 外 箇 所	

(A4)

工事完了届出書

年 月 日

(届出先)
横浜市長

届出者 住 所

氏 名

印

法人の場合は、主たる事務所の所在地、名称及び代表者の氏名

横浜市福祉のまちづくり条例第23条の規定により、次のとおり届け出ます。

フリガナ				
施設の名称				
施設の所在地				
施設の種類				
施設の概要	構造		地上	階：地下 階
	敷地面積	m ²	建築面積	m ²
施設区分別 延べ面積	施設の区分	協議対象部分	その他の部分	合計
		m ²	m ²	m ²
		m ²	m ²	m ²
		m ²	m ²	m ²
	合計	m ²	m ²	m ²
設計者	住所又は所在地			
	氏名又は名称及び 代表者の氏名	電話 () 担当者氏名		
施工者	住所又は所在地			
	氏名又は名称及び 代表者の氏名	電話 () 担当者氏名		
協議番号	第 号			

(確認欄)

年 月 日 受付	受付番号	第 号	<input type="checkbox"/> 適合	<input type="checkbox"/> 準適合	<input type="checkbox"/> 不適合
年 月 日 起案	課 長	係 長	担 当	受 付	文書主任
年 月 日 決裁					公印承認



この施設は、障害者、高齢者等が
利用しやすい施設の整備がなされて
います。

横 浜 市

（縦50センチメートル、横35センチメートル）

（備考）マークの地の部分の色は、青とします。

第 号
年 月 日

勸告書

様

横浜市長

印

あなたは、横浜市福祉のまちづくり条例第22条第1項の規定による協議をしていないので、同条例第29条第1項の規定により、当該協議を行うよう次のとおり勸告します。

なお、勸告に従わない場合は、同条例第30条第1項の規定により、その旨を公表することがあります。

1 施設の名称

2 施設の所在地

3 協議終了期限

年 月 日

4 協議先

勸告書

様

横浜市長



あなたが行っている施設整備は、横浜市福祉のまちづくり条例第18条第3項に規定する指定施設整備基準に適合していないと認められるので、同条例第29条第2項の規定により、次の措置を講ずるよう勧告します。

なお、勧告に従わない場合は、同条例第30条第1項の規定により、その旨を公表することがあります。

1 施設の名称

2 施設の所在地

3 不適合箇所

4 必要な措置

5 報告期限

年 月 日

6 報告先

第 号
年 月 日

意見聴取通知書

様

横浜市長



次のとおり公表に際しての意見の聴取を行いますので、意見書を期限までに提出してください。

公表する内容及び 根拠となる条例の条項	
公表の原因となる事実	
意見書の提出先及び提出期限	

第 号
年 月 日

意見聴取通知書

様

横浜市長



次のとおり公表に際しての意見の聴取を行いますので、出席してください。

公表する内容及び 根拠となる条例の条項	
公表の原因となる事実	
意見聴取の期日	
意見聴取の場所	

(表)

	第 号
写 真	身 分 証 明 書
	所 属 職 名 氏 名
	年 月 日 生
上記の職員は、横浜市福祉のまちづくり条例第31条第1項の規定により 立入調査を行う者であることを証明する。	
年 月 日	
横浜市長	印

(A8)

(裏)

横浜市福祉のまちづくり条例（抜粋）

(立入調査)

第31条 市長は、第22条第2項、第24条、第25条第2項、第26条から前条までの規定の施行に必要な限度において、その職員に、指定施設整備者又は指定施設を所有し、若しくは管理する者の同意を得て、当該指定施設に立ち入らせ、指定施設整備基準への適合状況について調査させることができる。

2 前項の規定により立入調査を行う職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人に提示しなければならない。

・ 高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律について

一体的・総合的なバリアフリー施策を推進するために、ハートビル法と交通バリアフリー法を統合・拡充した「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律（平成 18 年法律第 91 号）」（バリアフリー新法）が策定されました。（平成 18 年 6 月 21 日公布、12 月 20 日施行）

この法律に関する詳しい内容は、以下の国土交通省バリアフリーユニバーサルデザイン施策のホームページを御覧ください。

http://www.mlit.go.jp/barrierfree/barrierfree_.html

※ハートビル法

「高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる特定建築物の建築の促進に関する法律（平成 6 年法律第 44 号）」は平成 18 年 12 月 20 日に廃止されました。

※交通バリアフリー法

「高齢者、身体障害者等の公共交通機関を利用した移動の円滑化の促進に関する法律（平成 12 年法律第 68 号）」は平成 18 年 12 月 20 日に廃止されました。

・ 横浜市高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例について

バリアフリー新法の施行に伴い、「横浜市高齢者、身体障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例」が廃止され、新たに「横浜市高齢者、障害者等が円滑に利用できる建築物に関する条例」（建築物バリアフリー条例）が平成 19 年 2 月 23 日に施行されました。

この条例に関する詳しい内容は、以下の横浜市 建築 局のホームページを御覧ください。

<http://www.city.yokohama.lg.jp/kenchiku/guid/kenki/barrierfree/>

<参考文献>

【参考文献】

本施設整備マニュアルを作成する上で参考とした文献等を次に示します。

- 1 高齢者・身体障害者等の利用を配慮した建築設計標準（人にやさしい建築・住宅推進協議会；平成15年2月）
- 2 公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン（交通エコロジー・モビリティ財団；平成13年8月）
- 3 住環境のバリアフリーデザインブック（彰国社；平成14年8月）
- 4 福祉のまちづくり建築ディテールマニュアル
（社団法人大阪府建築士会 福祉マニュアルディテール研究委員会；平成8年8月）
- 5 ホームヘルパー養成研修実技指導マニュアル（財団法人長寿社会開発センター；平成12年2月）
- 6 福祉インフラ整備ガイドライン（建設大臣官房技術調査室監修；平成8年10月）
- 7 高齢者・身体障害者等の利用を配慮した建築設計標準（建設省住宅局監修；平成6年10月）
- 8 公共交通ターミナルにおける高齢者・障害者等のための施設整備ガイドライン
（運輸省運輸政策局；平成6年3月）
- 9 東京都福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（平成8年8月・平成12年12月）
（東京都における福祉のまちづくり整備指針；昭和63年1月）
- 10 神奈川県福祉の街づくり整備ガイドブック（平成8年3月・平成14年3月）
- 11 世田谷区福祉のいえ・まち推進条例施設整備マニュアル（平成9年4月）
- 12 バリアフリーカタログ・パブリックトイレ編（TOTO；平成8年6月）
- 13 横浜市福祉の都市環境づくり推進指針（平成3年3月）
- 14 // // マニュアル（平成4年3月）
- 15 ひと目でわかるシンボルサイン標準案内図記号ガイドブック
（国土交通省統合政策局交通消費者行政課監修；平成13年12月）
- 16 視覚障害者誘導用ブロック等の突起の形状・寸法及びその配列（日本工業標準調査会審議 平成13年9月）
- 17 公共交通機関旅客施設の移動円滑化整備ガイドライン（平成13年8月）
- 18 道路の移動円滑化整備ガイドライン（平成15年1月）
- 19 横浜市公共サインガイドライン（平成15年7月）

<編集協力者>

本施設整備マニュアルの作成にあたっては、次の方に御協力いただきました。

全体監修 野村 歡（日本大学理工学部建築学科教授）

編 集 橋本美芽（元横浜市総合リハビリテーションセンター企画研究室、
現東京都立保健科学大学作業療法学科助教授）

同 植田瑞昌（元横浜市総合リハビリテーションセンター企画研究室）

同 鈴木基恵（横浜市総合リハビリテーションセンター企画研究室）

同 西村 顕（横浜市総合リハビリテーションセンター企画研究室）

横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル

平成10年3月 発行

企画・編集 横浜市福祉局地域福祉部

福祉のまちづくり課

〒231-0017 横浜市中区港町1-1

電話 045-671-4049

作 図 日本大学理工学部建築学科野村研究室

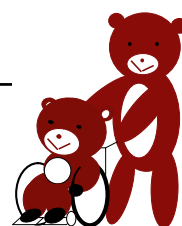
印 刷 株式会社 ガリバー

（横浜市広報印刷物登録第090433号 類別・分類A-EA034）

（改訂 平成17年3月 第160551号）

以下、増補版の奥付です。

横浜市福祉のまちづくり条例施設整備マニュアル（増補版）
（福祉のまちづくり条例施行規則 平成 20 年 4 月 1 日改正対応版）



平成 20 年 3 月発行

企画・編集 横浜市健康福祉局地域福祉保健部福祉保健課
〒231-0017 横浜市中区港町 1-1
電話 045-671-4049

編集協力 横浜市総合リハビリテーションセンター企画研究課研究開発室 鈴木 基恵
同 西村 顕

（横浜市広報印刷物登録 第 190591 号 類別・分類 A-E C O 6 0）